

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十四日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 〔略〕</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>二 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のバケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。)</p> <p>ホ その他他事業者が特定接続を行う場合の条件</p> <p>一の三 関門系ルータ(第一種指定電気通信設備接続料規則第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータをいう。以下この項において同じ。)の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</p> <p>〔二〕十の二 略</p> <p>十の三 他事業者の電気通信設備と関門系ルータ(専らIP電話(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。)の提供の用に供されるものに限る。)とを接続するために第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る中間配線盤を他事業者が利用する場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が工事を行う場合の手続</p> <p>ロ 他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第三項の規定を準用する。)</p> <p>ハ その他他事業者が利用する場合の条件</p> <p>〔十一・十二 略〕</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</p> <p>〔二〕十の二 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十一・十二 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p>

<p>〔第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出〕</p> <p>第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合（同号の表の上欄一の項に掲げるF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。）に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）</p> <p>第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）の次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕フ 略</p>	<p>一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（電気通信事業規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービス）を用いる。以下この表において同じ。）</p> <p>一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備を用いて提供されるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とそ利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>〔二〕 略</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。）</p> <p>四 その他電気通信事業者</p>
--	--

<p>〔第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出〕</p> <p>第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合（同号の表の上欄一の項に掲げるF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。）に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）</p> <p>第二十五条の七 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕フ 同上</p>	<p>一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備を用いて提供されるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とそ利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者</p> <p>〔新設〕</p>
---	--

〔五 同上〕

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

[2 添]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[2 同左]

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)

は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		(用語)	
		第二条 「略」	
		2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
		「一〇三 略」	
		四 一般第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて、特定のパケットを識別する機能を提供するものをいう。	
		「五〇八 略」	
		九 SIPサーバ 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備(以下「制御等設備」という。)であつて、一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。	
		九の二 セッションボーダコントローラ 制御等設備であつて、SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能を有するものをいう。	
		九の三 ENUMサーバ 制御等設備であつて、SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有するものをいう。	
		九の四 IP電話用DNSサーバ 制御等設備であつて、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ビー・アドレスを出力する機能を有するもの(専らIP電話の提供の用に供されるものに限る。)をいう。	
		「一〇五 略」	
		(法定機能の区分、内容及び対象設備等)	
		第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等と同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。	
機能の区分	内容	対象設備	
「略」	六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及びルータ並びに伝送路設備により通信路の設定及びイーサネットのフレームの伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及びルータ並びに当該イーサネットスイッチ又は当該ルータに係る伝送路設備
「略」	九 SIPサーバ機能	一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケット	SIPサーバ

		(用語)	
		第二条 「同上」	
		2 「同上」	
		「一〇三 同上」	
		四 一般第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて、SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するものをいう。	
		「五〇八 同上」	
		九 IP電話 インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。	
		「新設」	
		「新設」	
		「新設」	
		「一〇五 同上」	
		(法定機能の区分、内容及び対象設備等)	
		第四条 「同上」	
機能の区分	内容	対象設備	
「同上」	六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備
「同上」	九 SIPサーバ機能	一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケット	一般第一種指定収容ルータと連携するSIPサーバ

九の二 SIP信号変換機能	の伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	セッションボードコントローラ
九の三 番号管理機能	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能	ENUMサーバ
九の四 ドメイン名管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	IP電話用DNSサーバ
〔略〕		
<p>〔備考 略〕 (SIPサーバ機能等)に係る接続料) 第十八条の三 第四条の表九の項から九の四の項までの機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。</p>		
〔同上〕		
<p>〔備考 同上〕 (SIPサーバ機能)に係る接続料) 第十八条の三 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>		

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(用語)

第二条 「略」

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

【一〇四 略】

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 略】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

資産
勘定科目表

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>1 一般第一種指定設備</p> <p>一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）</p> <p>一般第一種指定中継ルータ</p> <p>SIPサーバ</p> <p>セッションボーダコントローラ</p> <p>ENUMサーバ</p> <p>IP電話用DNSサーバ</p> <p>ゲートウェイルータ</p> <p>メディアゲートウェイ</p> <p>一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p>

(用語)

第二条 「同上」

2 「同上」

【一〇四 同上】

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 同上】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

資産
勘定科目表

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	<p>1 一般第一種指定設備</p> <p>一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）</p> <p>一般第一種指定中継ルータ</p> <p>SIPサーバ</p> <p>ゲートウェイルータ</p> <p>メディアゲートウェイ</p> <p>一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p>

<p>[略]</p>	<p>第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)</p>	<p>通信網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定</p>
------------	--	--

<p>[同左]</p>	<p>第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)</p>	<p>通信網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定</p>
-------------	--	--

[表略]

費用
営業費用

収益
営業収益

[表略]

[(注) 略]

別表第二 [第6条・第8条]

接続会計財務諸表様式

[様式第1～様式第3 略]

様式第3の2

固定資産帰属明細表 (一般第一種指定設備再掲)

[表同左]

費用
営業費用

収益
営業収益

[表同左]

[(注) 同左]

別表第二 [第6条・第8条]

接続会計財務諸表様式

[様式第1～様式第3 同左]

様式第3の2

固定資産帰属明細表 (一般第一種指定設備再掲)

〔注〕 略〕
 〔様式第4 略〕
 様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

一般第一種指定設備計 〔略〕 SIPサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ 〔略〕 収容インターネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継インターネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 〔略〕	〔略〕
	費失
	業倒損
	うち貸倒
	運費用
	施設保全
	共通理
	管
	試験研究費及び研究費償却

〔注〕 同左〕
 〔様式第4 同左〕
 様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

一般第一種指定設備計 SIPサーバ ゲートウェイルータ 〔同左〕 収容インターネットスイッチ 中継インターネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 〔同左〕	〔同左〕
	費失
	業倒損
	うち貸倒
	運費用
	施設保全
	共通理
	管
	試験研究費及び研究費償却

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

3 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が令和三年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の届出を行っている新施行規則第二十五条の七第四号の表の上欄一の項に掲げるF T T Hアクセスサービスを提供している者は、新施行規則第二十五条の五の規定の例により、新施行規則様式第十八の七による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続し、I P電話を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門系ルータを経由してI P電話を提供する場合及び関門交換機を経由してI P電話を提供する場合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、I P電話を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能

(次項及び第三項において「光 I P 電話接続機能」という。)の接続料を設定するものとする。

2 光 I P 電話接続機能の接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合及び関門系ルータを経由して I P 電話を提供する場合の通信回数及び通信時間をそれぞれ合算したものをを用いて設定するものとする。この場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

3 令和六年十二月三十一日までの間、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合における新接続料規則第四条の表五の項の機能(中継交換機能に限る。)の接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合の通信回数及び通信時間を乗じたものに、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合及び関門系ルータを経由して I P 電話を提供する場合の通信回数及び通信時間をそれぞれ合算したもので除して得た額を光 I P 電話接続機能と組み合わせ適用する。